

平成 31 年度 神奈川県立愛川ふれあいの村事業計画

指定管理者:東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

1 施設運営の基本的な考え方について

(1) 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

子どもたちの「生きる力」を育み、新しい時代を切り拓いていくためには、実体験を伴う学びの機会の充実が求められています。自然や人とのふれあいを通じて、子どもたちの自立心、協調性を育む自然体験活動は、ますますその重要性を増すと考え、学校の体験活動に対し職員によるプログラムの支援や相談対応の強化を図ります。

加えて、これまで築き上げてきた教育機関、地域団体、ボランティア等とのネットワークを生かし、児童、生徒、青少年等が自然の中での体験や人との交流を通じて、自立心、協調性等を育む活動を支援します。

利用者の安全や安心の確保を第一に、施設の安全管理体制には万全を期し、質の高い事業の企画、実施と快適な施設環境の維持整備により、心豊かな子どもたちの育成を支援することができるよう、より一層効果的かつ効率的な施設運営に努めます。

(2) 利用機会の平等性の確保

利用承認の権限(行政処分)の重大性を強く認識し、利用基準を定めている「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、厳正かつ公平、公正を旨として取り扱います。

また、学校団体の利用日程の調整においては、担当職員が学校の意向を十分に聴取し、利用日の調整に努めます。

(3) 法令に基づいた施設運営

「地方自治法」「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」等の基本法令のほか、宿泊施設営業に係る「旅館業法」や火災予防、消防設備等について定める「消防法」、食堂営業の衛生保持を定める「食品衛生法」、職員の雇用や就労に関しては「労働関係法令」等を遵守し、適法かつ適正な施設運営に努めます。

2 施設、設備の維持管理について

(1) 樹木の管理、草刈

- ① 敷地内の樹木の剪定、整枝は、職員と地元の愛川町シルバー人材センターにより年間を通して計画的に行います。
- ② 強風などによる倒木や枯れ枝の処理については、適宜に実施します。
- ③ 危険樹木の処理は、専門業者に委託して対応します。その際に発生する木材等は、クラフト体験の材料や施設内通路の土留め等の修理材料として活用するよう努めます。
- ④ 草刈やグラウンド整備については、利用者の活動に支障が生じないよう日々の作業として適宜に実施します。

(2) 施設清掃と美化活動

- ① 職員は施設内点検等の際、必要な清掃作業も行い、環境美化に努めます。
- ② 食堂浴室棟の日常清掃は専門業者により毎日実施します。
- ③ 床面や窓ガラス等の定期清掃については専門業者に委託して実施します。
- ④ 教育施設として、利用者自身が施設利用後の清掃を行うことにより、公共施設を利用する際のマナーや次の利用者への思いやりなどが身につけられるようにします。
- ⑤ 施設内の花壇や管理棟周辺では季節の花を栽培し、心和む環境の整備に努めます。

(3) 保健衛生管理

- ① 浴槽水のレジオネラ菌定期検査と毎日の残留塩素濃度検査を実施します。
- ② 浴室用ボイラー、濾過器系統の定期保守点検を実施します。
- ③ 給水設備や浄化槽設備は、関係諸法規に基づく適正な管理を行います。
- ④ 宿泊棟の寝具については、定期的に熱風乾燥作業を行います。
- ⑤ 害虫駆除のため、宿泊棟や管理棟の消毒作業を定期的に行います。

(4) 施設、設備の維持修繕

- ① 職員による日常的な巡回で破損箇所を発見したり利用者から通報があった場合、簡便な修繕については職員が迅速に対処し、利用者の活動に支障が生じないようにします。
- ② 職員による定期的な施設整備日を設け、良好な環境整備に努めます。
- ③ 緊急に修繕が必要な箇所以外については、優先順位を決めて計画的に修繕作業を実施します。
- ④ 将来にわたる愛川ふれあいの村の維持管理のための大規模修繕工事を引き続き実施します。

(5) 食堂設備の管理

- ① 清潔で快適な食環境の確保の観点に立ち、利用者アンケートに寄せられた意見や給食委員会の検討結果を踏まえ、常に見直しや改善に努め、安全で明るく楽しい「食育」の場を提供します。
- ② 研修等によりノロウィルスや食中毒に対する職員の衛生管理知識を深めるとともに、食堂業者の適正な衛生管理の徹底に向けて、職員による食堂、厨房等の衛生管理点検を週2回実施し、安全で安心して利用できる施設運営に努めます。
- ③ 第三者である食品衛生検査の専門機関に委託し、食堂や厨房の衛生検査を定期的実施、その結果を衛生環境の向上に生かします。

3 利用承認について

利用承認にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村条例」及び「神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則」に基づき、利用申込書の内容を十分チェックして利用承認の可否を決定し、承認します。

施設での活動に際して他の利用者等に迷惑を及ぼす行為があった場合は、法令、条例、規則等に反したも
のとして、利用承認の取消し等の必要かつ適切な措置をとることとします。

なお、利用承認や取消し等の重要な行為の決定に関わる事項や、見解の統一を要する利用に関する照会等については、後日の紛争や誤解を避けるため、責任者までの文書による決済を行うこととします。

4 プログラム指導・主催事業等の実施について

(1) プログラムの直接指導の拡大による活動支援の強化

- ① 学校や団体の要望に応じて、職員がより積極的に活動プログラムに関わる等、直接的な活動支援を拡大します。
- ② 職員が当施設以外の学校や団体の活動場所等に出向いて、自然体験活動の手法などを教員や子どもたちに指導するといった講師派遣を実施します。
- ③ 野外活動に不慣れな家族や小グループ等の利用者を対象に、職員やボランティアによるクラフト教室や星座観察、ウォークラリー等のプログラムを積極的に提供します。
- ④ 近隣施設(自然保護センター、愛川町郷土資料館、愛川町燃糸組合等)や地元団体(教育委員会所属の自然観察会等のサークル)等と連携し、『自然のたより』の発行のほか、自然体験や地域の歴史を学ぶ等の活動プログラムを提供し、幅広い活動支援を図ります。
- ⑤ 愛川ふれあいの村で作成した自然ガイドブックや自然のスライドショーを活用し、自然環境の理解に役立つプログラムを提供します。また、その一環として、ファミリー・コミュニケーション実施日に合わせて自然観察会を開催します。

(2) 主催事業

愛川ふれあいの村の自然環境や周辺の施設等を十分に生かし、次の主催事業を行います。

① 子ども対象事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	森のわんぱくキャンプ	野外での体験活動を通して自主性や協調性を育むと共に、子ども達の自然を感じる感性を育む。	小学4年～6年	4月20日(土) ～21日(日) 1泊2日	40名
2	1WEEK キャンプ	異年齢集団における生活体験、野外での様々なチャレンジを通して、子ども達の自主性、社会性を育む。	小学5年～高校3年	8月4日(日)～ 10日(土) 6泊7日	20名
3	森のキッズキャンプ	自然の中で一緒に遊び、料理をつくり、生活を共にすることで、集団活動の魅力を体感する。	小学1年～4年	10月26日(土) ～27日(日) 1泊2日	40名

5	ジュニアサッカー フェスティバル	サッカークラブ同士の交流を図り、サッカー技術の向上のための情報交換を行う(練習試合、合同サッカー練習、レクリエーション、指導者情報交換等)。	小学3・4年 及び指導者 (サッカークラブ単位)	12月7日(土) ～8日(日) 1泊2日	200名 12チーム
---	---------------------	--	--------------------------------	----------------------------	---------------

② 親子等対象事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	(森のようちえんシリーズ①) 親子で楽しむ! あいかわ森のようちえん	「森のようちえん」と呼ばれる野外保育の機会を提供し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする。	年中・年長児(4歳～6歳)とその家族	5月12日(日) 日帰り	40名
2	(森のようちえんシリーズ②) 親子で楽しむ! あいかわ森のようちえん	「森のようちえん」と呼ばれる野外保育の機会を提供し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする。	年中・年長児(4歳～6歳)とその家族	11月24日(日) 日帰り	40名
3	(森のようちえんシリーズ③) 親子でお泊り! あいかわ森のようちえん	「森のようちえん」と呼ばれる野外保育の機会を提供し、遊びの中で感性を育むとともに、自然環境への興味関心を深めるきっかけとする。	年中・年長児(4歳～6歳)とその家族	3月14日(土) ～15日(日) 1泊2日	40名
4	(親子キャンプシリーズ②) 親子で秋キャンプ	親子でさまざまな自然体験活動の楽しさを味わうと共に、家族の共有体験を増やし、絆を深める。	家族	9月21日(土) 23日(祝・月) 2泊3日	50名
5	(親子キャンプシリーズ①) 親子で防災キャンプ	野外生活を通して、日常生活とは異なる衣食住環境を体験し、親子で災害への心構えを学ぶ。	家族	10月5日(土) ～6日(日) 1泊2日	50名
6	(親子キャンプシリーズ③) 親子で味噌づくり	親子で伝統的食品である味噌や豆腐を手作りし、先人の知恵や工夫を学ぶ。同時に、手作りのよさを知るとともに、安全安心な食べ物への関心を高める。	家族	2月8日(土) ～9日(日) 1泊2日	50名
7	(親子日帰りアウトドアシリーズ①) 親子でチャレンジ! 火起こし体験	親子や同じグループになった人と協力して火起こしにチャレンジし、自然の中での生活や災害時に役に立つノウハウを身につける。	小学生を含む家族	6月23日(日) 日帰り	50名
8	(親子日帰りアウトドアシリーズ②) 親子でエンジョイ! パンづくり!!	親子や同じグループになった人と協力してパン作りを行い、「自然体験活動の楽しさ」「手作りのよさ」「コミュニケーションの大切さ」を伝える。	小学生を含む家族	7月15日 (祝・月) 日帰り	50名
9	(親子日帰りアウトドアシリーズ③) 親子でエンジョイ! 巨大鍋クッキング	親子や同じグループになった人と協力して愛川オリジナルの巨大鍋を使って野外料理を行い、「野外活動のダイナミックさ」「手作りのよさ」「コミュニケーションの大切さ」を伝える。	小学生を含む家族	1月26日(日) 日帰り	50名

10	紅葉まつり	多くの人に愛川ふれあいの村を身近に感じてもらう機会として実施する。近隣施設や地元団体の協力を得て、宮ヶ瀬湖周辺地域の伝統文化や自然にふれると共に、参加者同士の交流も深める。 (秋の味覚コーナー、コンサート、フリーマーケット、クラフト教室等)	一般	11月16日(土) 日帰り	1,000名
4	ユニバーサルキャンプ	日常生活から離れた自然の中の活動を通じて、子・親ともにリフレッシュできる場を提供する。また、子どもたちが小さな成功体験を積み重ねられる活動を提供し、積極性を育む。	障がいのある児童・生徒とその保護者	3月7日(土) ～8日(日) 1泊2日	30名

※事業名の()は事業タイトル区分名

③ 指導者研修事業

No.	事業名	概要	対象者	実施予定日	募集人員
1	自然体験活動教職員講習会	管内の教職員を対象に、学校の宿泊体験や子どもを対象とした野外活動に役立つ、野外炊事、キャンプファイヤー、ゲーム指導等の自然体験活動の基礎知識を学ぶ機会を提供する。 (神奈川県学校野外活動研究会との共催)	教職員及び自然体験活動に興味のある方	5月18日(土) ～19日(日) 1泊2日	50名
2	林間学校で使えるレクリエーション講習会	教職員や自然体験活動指導者等を対象に、レクリエーションのノウハウを体験しながら学ぶ機会を提供する。	教職員及び自然体験活動に興味のある方	8月24日(土) 日帰り	30名

(3) 調査研究、支援事業

関係機関や地元団体との連携を強化し、次の調査研究や支援事業を行います。

No.	事業名・活動名	ねらい(主な内容)	対象	実施日	募集人員
1	あいかわ森の楽校	いじめ・不登校等教育問題に対応した体験活動の支援事業として、ふれあいの村を利用する適応指導学級、相談指導学級、児童相談所等の活動について、子どもたちが楽しく活動ができるようプログラム開発及び提供を行い、自然体験活動の推進を図る。	適応指導教室・相談指導学級・児童相談所等の愛川ふれあいの村利用団体	通年	適宜
2	ボランティア活動等の支援事業	厚木市のボランティア体験などの受入れを引き続き行っていくとともに、高校生や大学生へのボランティア公募の周知をさらに充実させる。	中・高校生・大学生 教員・社会人	通年	未定

3	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業①	ファミリー・コミュニケーションの日に合わせて、家族やグループでさまざまな体験活動ができるよう施設開放やプログラム提供を行い、人と人との絆を深め、健全な子どもを育てるための「ファミリー・コミュニケーション運動」の推進に寄与する。(オリエンテーリング、クラフト体験、ディスクゴルフ等)	家族・グループ	毎月第1日曜日	未定
4	ファミリー・コミュニケーション運動支援事業②「自然観察会」	ファミリー・コミュニケーション実施日のアクティビティとして、自然観察会を開催し、自然と人、人々とのふれあいを促進し、自然や環境への関心を深める。	家族・グループ	4月7日(日) 5月5日(日) 6月2日(日) 7月7日(日) 8月4日(日) 9月1日(日) 10月6日(日) 11月3日(日) 2月2日(日)	各20名

5 職員研修について

所長・事業担当職員はもとより、ボランティアスタッフ、維持管理スタッフ、アルバイト等も含めて、一般的な職員研修および業務別研修を行います。特に救急法やリスクマネジメントに関する研修は定期的を実施します。研修内容については、外部団体で実践している研修等を参考に、独自にアレンジし年間を通して計画的に実施します。

プログラム指導系については、国立青少年施設で行っている指導者研修や全国規模の外部団体の研修にも積極的に参加させるなど、各人の経験、能力、ポテンシャルにあわせて柔軟に対応することで、全職員のモチベーション維持・向上及び恒常的なスキルアップを目指します。

6 管理運営費の効率的な執行

施設の役割や利用者サービス向上に十分配慮しつつ、人件費、光熱水費等、施設運営費用の効率的な執行に努めます。

7 利用者へのサービス提供について

(1) 利用者へのサービス向上に向けた具体的な取組み

① ホスピタリティの充実

ドレスコード、アクションコードを徹底し、利用者にとって気持ちのよい施設運営を心がけます。

② プログラムおよび教材の充実

利用者にとって分かりやすい活動プログラム集や、セルフガイドシートを毎年刷新し、効果を検証します。

③ 専門職員による相談業務、直接指導の充実

各団体の目的に合ったプログラム・アクティビティを紹介し、必要に応じて相談業務を行います。利用団体を対象に行う利用打合せ会の午前中にはプログラム相談コーナーを設け、利用に際してのプログラム情報を利用者へ提供します。また、要望に応じて職員による直接指導も積極的に行います。

(2) 利用者の意見の把握及び反映の方法

利用団体に適切な支援、助言をするためにも、新たなプログラム開発をするためにも、県民のニーズを的確に把握することは欠かせません。利用者からの直接の感想、希望だけでなく、インターネットなど幅広い層からの要望、苦情にも謙虚に耳を傾け、また職員によるヒヤリハット運動の実践などを通じて、さまざまな情報を全職員で共有し、迅速かつ的確に対応するよう努めます。

8 利用者の個人情報の保護について

運営にあたって利用申込書や宿泊者名簿、ボランティア登録名簿など、個人に係る多くの情報を取り扱っているため、「個人情報保護法」及び「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、厳しく個人情報の保護に努めます。

9 安全対策について

施設内及び施設周辺の破損箇所等の有無については、日常点検や毎月の定期点検及び荒天時の臨時点検等により確認し、即時の補修や利用者への周知等必要な対応を行います。

また、日常的に職員や警備員が施設内を巡回し、利用者の協力も得ながら、防犯対策に努めるとともに、日頃から警察や消防、医療機関等との連携を深め、不測の事態に備えます。

災害や事故が発生した場合を想定した防災訓練を年に2回実施するとともに、職員には救急法の研修を必ず受講させ、非常の事態に冷静に対応できるスキルを身につけさせます。

さらに、愛川町が指定する地域避難所の一つとして、地域防災活動へ積極的に参画します。

10 環境への配慮について

施設内の森林や植栽の間伐材、生ゴミ等資源の再利用、節電計画の実践、廃棄物等の削減、環境にやさしい製品の使用など、あらゆる場面で環境を意識した施設運営を心がけるとともに、給食業者等の委託業者にも環境に対する配慮の重要性を説明し、主体的に取り組むよう要請します。

また、調査研究において、子どもたちの環境意識を高めるプログラムを調査し、導入を図れるよう研究します。

11 地域との連携について

地域との連携は、当施設が位置する愛川町の活性化と職員確保、当グループの使命である地域コミュニティの形成に重要な要素となります。そこで、「地域イベント」を開催し、利用者やボランティアとのコミュニケーションを図り、当施設に親しみをもってもらえるようにします。

また、愛川町における各種団体に働きかけ、施設の活性化や活用方法を考え、連携した事業企画をおこない、新しい顧客層の開拓を進めます。